

医療・福祉版応援金支給要綱

(趣旨)

第1条 長期化するコロナ禍において、医療、福祉施設には大きな負荷がかかっていることに加え、原油価格・物価の高騰により施設運営は更に厳しさを増している中においても、サービスを維持しながら懸命に運営を続けている医療施設等、児童福祉施設等、障がい福祉施設・事業所等、高齢者福祉施設・事業所等及び救護施設（以下「医療・福祉施設」という。）を対象として、緊急的に医療・福祉版応援金（以下「応援金」という。）を支給することとし、応援金の支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

(支給対象施設等)

第2条 支給対象施設は次のいずれにも該当する医療・福祉施設とする。

- (1) 所在地が愛媛県内にある別表の左欄に掲げる施設
- (2) 物価高騰による運営費増加額が1万円以上となる施設

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が設置する施設は、支給の対象外とする。

- (1) 県又は市町
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 県税に未納がある者
- (4) 上記のほか、本応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めたもの

(支給額)

第3条 応援金の支給額は、各施設における物価高騰による運営費増加額が、別表の中欄に掲げる施設区分（支給対象施設・サービス種別）の区分に応じ、同表の右欄に定める額（以下「支給単価」という。）以上の場合は支給単価を支給し、支給単価未満の場合は、運営費増加額（1万円未満切捨て）を支給する。

(支給回数)

第4条 応援金の支給は、1施設につき1回限りとする。

(申請)

第5条 応援金の支給を受けようとする者は、医療・福祉版応援金申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(支給決定)

第6条 知事は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、支給を決定したときは、医療・福祉版応援金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことを決定したときは医療・福祉版応援金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請をした者に通知する。

(支給決定の取消し)

第7条 知事は、応援金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合

は、応援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(応援金の返還)

第8条 知事は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に応援金を支給しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第9条 応援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、応援金の支給年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援金の支給について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月16日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

単位：千円

種別	施設区分（支給対象施設・サービス種別）	支給単価
医療施設等	病院（保険医療機関に限る。） （定額 + 病床数による加算）	800 10/床
	有床診療所（保険医療機関に限る。）	800
	無床診療所（保険医療機関に限る。）	270
	訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。）、助産所	90
	その他 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師が開設している施術所に限る。出張専門を含む。） 薬局（保険薬局に限る。）	30 30
児童福祉施設等	〔入所系〕 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設	240
	〔通所系〕 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設（幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を除く）、児童厚生施設、放課後児童クラブ、地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム	130
	〔その他〕 居宅訪問型保育事業、里親（委託を受けている世帯に限る。）	60
障がい福祉施設・事業所等 ※基準該当、共生型障害福祉サービス事業所を含む。	〔入所系〕 施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、短期入所	240
	〔通所系〕 療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス	130
	〔その他〕 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援	60
高齢者福祉施設・事業所等 ※医療機関のみなし指定を除く。	〔入所系〕 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所生活（療養）介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	240
	〔通所系〕 通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護	130
	〔その他〕 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、福祉用具貸与	60
救護施設	〔入所系〕 救護施設	240

(様式第2号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事
(公 印 省 略)

医療・福祉版応援金支給決定通知書

このことについて、金_____円を支給することに決定しましたので通知します。

なお、医療・福祉版応援金は申請のあった金融機関口座に振り込まれます。引き続き、安定的な地域医療及び福祉サービスの提供にご協力をお願いいたします。

(様式第3号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事
(公 印 省 略)

医療・福祉版応援金不支給決定通知書

このことについて、提出のあった申請書の審査を行った結果、誠に残念ながら「不支給」となりましたので通知します。

不支給の理由：